

主治医各位

財団法人 がんの子供を守る会  
事務局長 中村 信夫

### 緊急療養費援助について

財団法人がんの子供を守る会は1968年に設立され、小児がん患児・家族のために様々な活動を行っています。なかでも、患児が等しく必要とする医療が受けられること、療養に伴う経済的負担が軽減されることを目的としている療養援助事業は、当会設立当初から重要な事業と位置づけ、個人や企業の方々からのご寄付を財源として今日まで行っています。

この度、東日本大震災で被災された小児がん患者ご家族への支援として、これまでの「一般療養助成」「特別療養助成」に加え、下記のように「緊急療養費援助」を行うこととなりました。該当するご家族に本助成をご紹介いただき、ご活用いただきますようお願い申し上げます。主治医の先生におかれましては、申請書作成にあたってお手数をおかけいたしますが宜しくご配慮のほど、お願い申し上げます。

ご不明な点などありましたら、当会ソーシャルワーカーまでお問合せください。

#### 【緊急療養費援助】

<対象者>

以下のすべての項目に該当するもの

- 1) 対象者の子どもを扶養するもの（両親、きょうだい、その他）が平成23年3月11日の東日本大震災時にその地域に住んでいること。
- 2) 東日本震災の地域とは、災害救助法適用地域とする(但し、東京都(帰宅困難者対応)を除く)。
- 3) 対象は、小児がんを18歳未満で発症し申請時20歳未満で、平成23年3月11日から9月11日の期間中に抗腫瘍治療中もしくは、治療を終えて概ね1年未満であること。
- 4) 申請期間は、平成23年5月1日から平成24年2月末日までとする。

※災害救助法適用地域については、添付の資料をご参照ください。尚、厚生労働省より変更の発表があった際にはそれに準じますのでご注意ください。

<助成金額>

対象者1名につき、10万円(被災見舞金50,000円+一般療養援助金50,000円)。おひとり1回限りの助成となるため、過去に一般療養援助金を受けている方は被災見舞金(50,000円)のみの助成となります。また、本助成をもって一般療養費援助金を助成したこととし、今後の一般療養費援助の申請の対象とはなりませんのでご了承ください。

<申請方法>

指定の申請書にご記入いただき、ご申請ください。本助成に限って所得証明の添付は必要ありません。また被災証明書の提出も必要ありません。申請書は当会より送付させていただきますが、必要であれば電子版での申請書をお送りいたしますので、お申し付けください。

その他、当会では被災者支援として相談窓口の開設、治療を必要とする患児家族への宿泊施設の受け入れなども行っているほか、これまで通り相談事業、情報提供なども行っております。詳細はソーシャルワーカーまでお問い合わせください。

本件についてのお問い合わせ・申請先  
財団法人がんの子供を守る会 (のぞみ財団)

E-Mail: [nozomi@ccaj-found.or.jp](mailto:nozomi@ccaj-found.or.jp)

本部: 〒111-0053 東京都台東区浅草橋 1-3-12

Tel: 03-5825-6312 (相談専用) Fax: 03-5825-6316

その他のご相談は下記大阪事務所でも受けております。

大阪事務所: 〒541-0057 大阪府大阪市中央区北久宝寺町 2-3-1

Tel: 06-6263-1333 (代表) 06-6263-2666 (相談専用) Fax: 06-6263-2229